

船舶事故調査報告書

令和4年3月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月19日 08時19分ごろ
発生場所	大分県国東市黒津ノ鼻東方沖 国東港南防波堤灯台から真方位125° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 32.6′ 東経131° 46.8′）
事故の概要	プレジャーボート小川丸は、北北西進中、また、プレジャーボート海星Ⅲは、漂流中、両船が衝突した。 海星Ⅲは、船長及び同乗者が負傷し、右舷前部外板に破口等を生じて沈没し、また、小川丸は、船首部船底に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和3年7月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 小川丸、3.2トン OT3-28469（漁船登録番号）、個人所有 9.53m（Lr）×2.61m×0.89m、FRP ディーゼル機関、235kW、平成10年4月28日 第294-20793号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 海星Ⅲ、5トン未満 なし、個人所有 2.87m（Lr）×1.35m×0.56m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.2kW、平成21年9月 第294-24149号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年7月21日 免許証交付日 平成31年2月15日 （令和6年7月20日まで有効） B 船長B 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年7月29日 免許証交付日 令和2年8月31日 （令和7年9月29日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B、同乗者B）
損傷	A 船首部船底に擦過傷、プロペラに曲損 B 右舷前部外板に破口等、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6～1.0m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、令和3年6月19日08時00分ごろ黒津ノ鼻北東方沖の釣り場に向け、国東市安岐漁港の係留場所を出港した。（写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>船長Aは、操舵室中央の操縦席に腰を掛け、友人3人が前部甲板に船尾方に向けて座り、GPSプロッターを作動させ、手動操舵で操船に当たり、約15.5ノットの対地速力で、A船を北北東進させた。</p> <p>船長Aは、08時17分ごろ船首方約300～500mの海面上に高さ約1mの建て網の旗を認め、同網を避ける目的でA船を左転させ、北北西進を始めた。</p> <p>船長Aは、左転して目視で周囲を確認した際、右前方の釣り場に2隻の小型船舶（本船よりも少し大きいタイプ）を認めたものの、進路線上に他船を見掛けなかったため、進路線上に他船はないと思い、釣りのことを考えたりしながら同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>船長Aは、08時19分ごろ軽い衝撃を感じたので、直ちに機関を中立運転としてA船を停止させ、後方を振り返ったところ、左舷後方にB船及び海面上に浮いていたB船の乗船者2人を認め、A船がB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、A船を旋回させて救助に向かい、浮環を投げて友人と協力してB船の乗船者2人をA船に救助した後、B船の乗船者2人の負傷状況の確認を行い、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、安岐漁港に救急車を要請するとともに、国東市所在の病院に連絡</p>

	<p>して状況を説明し、B船の乗船者2人を安岐漁港に運んだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣りの目的で、05時30分ごろ黒津ノ鼻東方沖の釣り場に向け、国東市平床漁港を出発した。</p> <p>船長Bは、05時50分ごろ釣り場に着き、船外機を停止して船首を東方に向けて漂泊を始め、潮上りを繰り返しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、船尾中央部に座って船首方を向き、また、同乗者Bは、船首中央部に座って船尾方を向き、それぞれが時々周囲を見ながら釣りをしていたところ、同乗者BからA船が接近していることを知らされて右舷方を見たとき、B船の右舷方約500mのところB船に向かって来るA船を認めたが、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ながら釣りをして漂泊を続けた。</p> <p>船長Bは、A船の動静を見ていたところ、A船が避ける様子がなく、右舷方約100mに接近したので、立ち上がってA船に向けて手を振りながら大声で叫んだものの、A船がなおも接近するので、危険を感じて同乗者Bに海に飛び込むよう声を掛け、左舷側から同乗者Bと共に海中に飛び込んだ直後、B船の右舷前部にA船の船首部が衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、引き返して来たA船に救助され、A船で安岐漁港に運ばれた後、救急車で国東市所在の病院に搬送され、船長Bが頭部打撲等及び同乗者Bが両下腿打撲等とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、A船と衝突した約7～8分後に沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>A船は、本事故当時、船首浮上による船首方の死角は生じていなかった。</p> <p>船長Aは、これまでに船体の高さが低い小型船舶を陸岸近くで見たことはあったものの、陸岸から離れて漂泊しているところを見たことがなく、本事故当時、船体の高さが低い小型船舶が本事故発生場所付近で漂泊しているとは思っていなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、波高が約1.0mあったので、左転して目視で周囲を確認した際、船体の高さが低いB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、プレジャーボートの操船経験が約43年あり、本船では本事故発生場所付近で漂泊して釣りをした経験が約10回以上あった。</p> <p>船長Bは、これまで、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれており、危険な状況に遭遇したことがなかったので、本事故当時、右舷方から接近するA船を認めたが、A船が漂泊中のB船を避けてくれる</p>

	<p>と思った。</p> <p>B船は、有効な音響信号器具として笛1個を物入れに備えていたが、船長Bは、衝突の直前まで危険を感じていなかったため、B船の存在を知らせる有効な音響信号として笛を使用することを思いつかなかった。</p> <p>船長Bは、通航船舶が多い海域で釣りをを行うときは、B船に約3mのポール（棒）を立ててピンク色の旗を掲げていたが、本事故発生場所付近では通航船舶が少ないと判断して旗を持参していなかった。</p> <p>本事故当時、船長Bは、ウエストベルト型の自動膨張式救命胴衣、また、同乗者Bは、首掛け型の手動膨張式救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>B船は、機関（船外機）の出力が7.2kWのため小型船舶として検査を受けているが、登録長は2.87mであり、形状としてはミニボートである。</p> <p>国土交通省海事局が発行したパンフレット「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートは、他船から見えにくく、レーダーにも映りにくいため、他船から見えるよう、3m以上の高さのポールや釣り竿^{さお}を利用して目印の旗などを掲げることとされている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、黒津ノ鼻東方沖を北北西進中、船長Aが、右前方に小型船舶2隻を認めたものの、進路線上に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、進路線上で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左転して目視で周囲を確認した際、右前方に小型船舶2隻のみしか認めなかったこと、及び本事故発生場所付近で船体の高さが低い小型船舶を見掛けたことがなかったことから、進路線上に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、黒津ノ鼻東方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船に気付いたものの、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採るのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれており、危険な状況に遭遇したことがなかったことから、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、黒津ノ鼻東方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、進路線上に他船はいないと思い、同じ針路及び速力</p>

	<p>で航行を続け、また、船長Bが、接近するA船に気付いたものの、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、目視で認めた船舶以外に進路線上に他船がないものと思わず、常時適切な見張りを行い、船体の高さが低い小型船舶を見落とさないようにすること。 ・ 船長は、漂流中に接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、必要に応じて有効な音響信号による注意喚起を行い、更に接近して来る場合、船外機を始動して船体を前後に移動させるなど、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 高さの低い小型船舶等は海上で他船から視認しにくいいため、他船から視認されやすいよう、3 m以上の高さのポール等を利用して目印となる旗を掲げることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

